

高松市・香南町

vol.2 2004.6

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香南町合併協議会事務局

本格的な合併協議が始まる!!
合併の方式は編入合併で確認



(第3回会議の会議風景)

- ★行政制度等の調整方針が決定され、今後、この方針に基づき、両市町の行政制度・事務事業等について、調整(すり合わせ)が行われることになりました。
- ★合併後の市において、マスタープランとなる建設計画を作成するに当たって、構成・期間・区域等をまとめた、**建設計画の作成方針**が決定されました。

Contents (目次)

- 第2回会議の結果 …………… 2
- 第3回会議の結果 …………… 3
- 行政制度等の調整方針 …… 3
- 建設計画の作成方針 …… 4
- お知らせ …………… 4

第2回会議の結果

3月25日(木)に合併協議会第2回会議が、香南町中央公民館で開催されました。
会議の内容は、次のとおりです。

報告事項

次の事項について報告されました。

報告第3号〜第6号

- ・ 幹事長及び副幹事長の互選結果について
- ・ 幹事会部会部会長の指名結果について

議案事項

議案第10号・第11号の2件が審議され、原案のとおり決定されました。

- ・ 高松市・香南町合併協議会だよりの発行について
- ・ 高松市・香南町合併協議会ホームページの開設について

議案第10号

平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画について

- ・ 合併協定項目の協議
- ・ 行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整
- ・ 建設計画の作成
- ・ 合併協議会だより、ホームページによる情報の提供等

議案第11号

平成16年度高松市・香南町合併協議会予算について

- ・ 市町負担金、県補助金等〈歳出〉

協議事項

・ 会議費、事務費、事業推進費等
(合併協議会だよりの発行、ホームページの管理、建設計画の作成等)

協議事項

第1回会議で提案された協議第1号から第4号までが、原案どおり確認されました。

協議第1号(確認)

合併の方式について

- ・ 香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入する。
(合併協議に当たっては、対等の立場に立って協議を進める。)

協議第2号(確認)

合併の期日について

- ・ 合併の期日は、現時点において、平成17年3月31日を目標とする。
(協議の進捗状況等を見極めて、より具体的な合併の期日を改めて提案する)

協議第3号(確認)

市の名称について

- ・ 市の名称は、高松市とする。

協議第4号(確認)

市の事務所の位置について

- ・ 市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号(現高松市役所の位置)とする。

■ 編入合併における
主な合併協定項目等の取扱いについて

編入合併では、編入される香南町の法人格は消滅します。それに伴い、特別職・議会の議員等が失職するほか、条例や規則が失効することになります。ただし、合併特別法では、それらに関する特例措置が設けられており、合併協議会では、今後、これらの取扱いについて協議していくことになります。

合併の方式	編入合併	
法人格	編入される香南町の法人格が消滅する。	
市の名称	通常、編入する高松市の名称となる。	
市の事務所の位置	通常、編入する高松市の事務所の位置となる。	
市町長など特別職の職員	高松市の市長など特別職の身分に影響はなく、香南町の町長など特別職は全員失職する。	
議会の議員	原則	高松市の議員はそのまま在任し、香南町の議員は失職する。 (定数の増加分だけ増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかを適用することができる。 ① 香南町に選挙区(定数:1人)を設けて、増員選挙を行うことができる。(定数特例) 定数特例は2回(増員選挙、それに続く最初の一般選挙)適用できる。 ② 香南町の議員は、高松市の議員の残任期間、在任できる。(在任特例) この場合、さらに最初の一般選挙で編入合併の定数特例を適用できる。
農業委員会の委員 (合併市町に1つの委員会を置くこととする場合)	原則	高松市の委員はそのまま在任し、香南町の委員は失職する。
	特例	選挙による委員のうち、合併後の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、高松市の委員の残任期間、在任できる。
条例・規則	高松市の条例・規則を適用する。 (合併に伴い、必要な改正を行う。)	
建設計画	少なくとも編入される香南町の区域の建設計画を作成する必要がある。	
各種行政制度事務事業	高松市の行政制度や事務事業が基本となり、部分的に調整や見直しを行う。	

第3回会議の結果

4月20日(火)に合併協議会
第3回会議が、高松市役所で開
催されました。

会議の内容は、次のとおりです。



報告事項

次の事項について報告されまし
た。

報告第7号～第9号

- ・高松市・香南町合併協議会幹事
会規程の一部改正について
- ・高松市・香南町合併協議会幹事
会部会規程の一部改正について
- ・副幹事長の互選結果について

議案事項

議案第12号・第13号の2件が審
議され、原案のとおり決定されま
した。

議案第12号

行政制度等の調整方針について

(1) 基本的考え方

行政制度等の調整に当たっては、
合併協定項目の協議方針におけ
る基本原則を踏まえ、これまで
の両市町のまちづくりの歩みを
尊重するとともに、合併後にお
ける速やかな一体化の促進と新
たなまちづくりを進める視点か

(2) 調整方針

ら、効果的な統合・調整を行う。
原則として、高松市の行政制度
等に統一する。

この場合、香南町の住民サービ
スや住民生活に急激な変化を来
さないよう、必要かつ適正な配
慮を加える。

なお、サービス・負担の適正化推
進の視点から、特に必要がある
と認めるときは、高松市の制度
等の見直しなど、総合調整を行
う。

(3) 調整方法

(調整方法の基本的なイメージ
は別表のとおり)



行政制度等の調整方法

(別表)

<p>① 両市町共にあり、同水準のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度等に統一する。 	<p>② 両市町共にあるが、水準が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度等に統一する。 <p>ただし、特に必要があると認める ときは、制度等の趣旨、内容、相違 の程度等を勘案し、調整を行う。</p>	<p>③ 高松市にあって、香南町にはない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度等を適用する。 <p>ただし、特に必要があると認める ときは、制度等の趣旨、内容等を勘 案し、調整を行う。</p>	<p>④ 高松市にはなく、香南町にある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度等の趣旨、内容等を勘案し、 調整を行う。 <p>香南町の住民負担が重くなる場合には、 急激な変化を来さないよう、必要かつ適 正な配慮を行う。</p>
--	---	---	---

調整に当たっては、香南町の住民
サービスや住民生活に急激な変化を
来さないよう、制度等の存続、廃止
又は経過措置を設けることなどを検
討する。

議案第13号

建設計画の作成方針について

(1) 計画の趣旨

両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

合併後、おおむね10年間にについて定める。

(4) 計画の区域

原則として香南町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資すると認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

(5) 作成上の留意事項

①基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

②対象事業については、第3次香南町振興計画及び新・高松

市総合計画など、基本的な施策・

方針との整合性に留意すると

ともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮

する中で、その有効性・効率性

や緊急度・優先度等を総合的に

勘案し、合併後のまちづくり

の根幹となるべき事業を選

定する。

③公共的施設の整備については、

その機能や役割を整理する中

で、必要性や効果、地域バラン

ス、財政状況などを考慮しながら

検討する。

④ハード面の事業に偏ることなく、

ソフト面の事業についても重視した計画とする。

⑤財政計画については、市町村

の合併の特例に関する法律による

特例措置等及びその他の法令等による

支援制度を活用するとともに、

地方交付税、国や県の補助金、

地方債等の依存財源を過大に見積もること

なく、合併後の市において健全な

財政運営が行われるよう十分留意して作成する。

Q & A 4

建設計画とは

合併するに当たって、住民に対して合併後の将来の姿を示す、いわば市町合併によって新しく誕生するまちのマスタープランの役割を果たすものです。

合併は必要なのか、またどのような効果があるのか、などを確認し、仮に合併した場合の新しいまちづくりビジョンや基本理念を描いたもので、この計画は、住民や議会の議員が合併の適否を判断する材料となるものです。また、さまざまな、財政支援もこの建設計画を基礎として講じられます。

建設計画という名称から、大きな施設や道路などハード事業を連想しがちですが、地域づくりの住民の主体的な活動の支援など、ソフト面の位置付けも重視されており、両面でのバランスのとれた計画が求められています。

お知らせ

○第4回会議のお知らせ

日時／平成16年6月30日(水)午後1時30分
場所／香南町中央公民館 2階 講堂

○合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付します。
(傍聴の定員は、50人以内)

○会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、香南町役場で会議資料や会議録を御覧いただけるほか、ホームページでも御覧いただけます。

高松市
都市イメージ
キャラクター



香南町
マスコットキャラクター
(しまるくん)

編集・発行 高松市・香南町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所6F)
TEL:087-839-2121 FAX:087-839-2125
URL <http://www.takamatsu-kounan.jp>
E-mail m2448@city.takamatsu.lg.jp

合併に関する御意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せ下さい。

